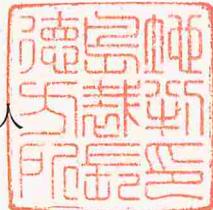


徳島地家裁総第480号

令和2年3月12日

山中理司様

徳島地方裁判所長 齋藤正人



司法行政文書開示通知書

令和元年1月19日付け（令和2年1月21日受付、徳島地家裁総第98号）で
申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしま
したので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和2年1月8日付け第一報用メモ（片面で1枚）
- (2) 令和2年1月8日付け電話聴取書（片面で2枚）
- (3) 令和2年1月9日付け面談聴取（片面で1枚）
- (4) 令和2年1月9日付け報道対応案（片面で3枚）
- (5) 令和2年1月9日付け当事者対応案（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（氏名等）及び公にすることにより事務の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（裁判所の対応等）が記載されて
おり、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める
不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示し
ないこととした。

- (2) 1の(2)及び(3)の各文書には、個人識別情報（氏名等）、公にすることにより
法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（社

名) 及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (3) 1の(4)の文書には、個人識別情報（事件名等）及び公にすることにより広報事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（裁判所の対応等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (4) 1の(5)の文書には、個人識別情報（事件名等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（対応スタンス等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 総務課 電話088（603）0111（直通）

第一報用メモ

作成日時	令和2年1月8日 午後1時50分
報告者名	[徳島地方裁判所] 官職・氏名 (総務課長) 宮本昌典

電話聴取書

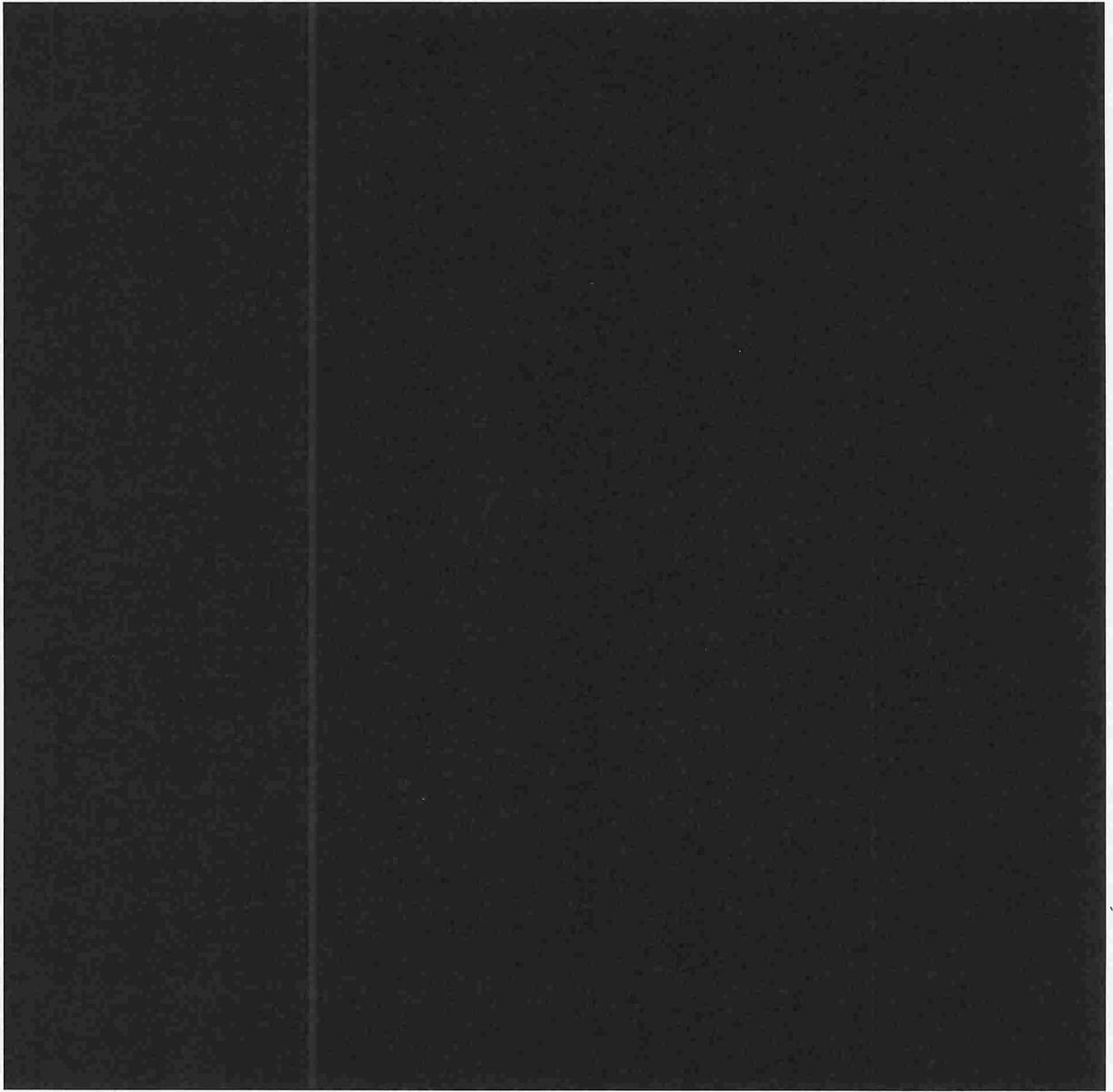
1 日 時 令和2年1月8日（水）午後5時00分

2 相手方 [REDACTED]

3 当 職 徳島地方裁判所総務課課長補佐 横山雅之

4 標 題 紛失物の確認について

5 要 旨



以 上

(面談聴取)

- 1 日 時 令和2年1月9日（木）午前9時10分
- 2 場 所 徳島地方裁判所事務局総務課
- 3 相手方 [REDACTED]
- 4 当 方 徳島地方裁判所総務課課長 宮 本 昌 典
- 5 標 題 文書の紛失について
- 6 要 旨 [REDACTED]

以 上

令和 2.1.9 徳島地

令和 2.1.9 高裁修文

が紛失した事案にかかる当事者対応案

第 1 事案の概要

[REDACTED]において、担当裁判官が同期日で行われた手続内容等を手書きで書き込んでいた[REDACTED]を事件記録に挟んで、裁判官室の南側の窓際に置いていたところ、窓を開けた途端に、強風にあおられて庁舎外に飛んで行ったものである。

第 2 基本的スタンス

[REDACTED]
当事者に対して、謝罪の上、事実関係を説明する。

第 3 当事者への対応案

1 対応時期

[REDACTED]速やかに双方代理人に電話連絡の上、
代理人事務所（原告代理人は[REDACTED]、被告代理人は[REDACTED]）を訪問し説明
する。

2 対応者

民事次席書記官及び総務課長

3 基本説明

1月8日（水）午後1時15分ころ、[REDACTED]

4 [REDACTED] 担当裁判官の手控え

[REDACTED]
が裁判官室の窓から飛んで行ったものです。現時点で発見に至っていない状況です。

大変なご迷惑とご心配をおかけしていますこと、深くお詫びします。

[REDACTED]
厳重に保管、管理がなされなければならないところ、このような事態になったことをお詫び申し上げます。

4 想定問答

(1) [REDACTED]

本件書類は、どういう管理方法だったのか。

事件記録用ファイルに挟んでいて、一時的に窓際に置いていたところ、窓を開けたときに、風にあおられ飛んで行ったものです。

なお、事件関係書類は開閉のできる窓際に置くのは相当ではないところ、それが徹底されていなかったことが原因であると考えています。

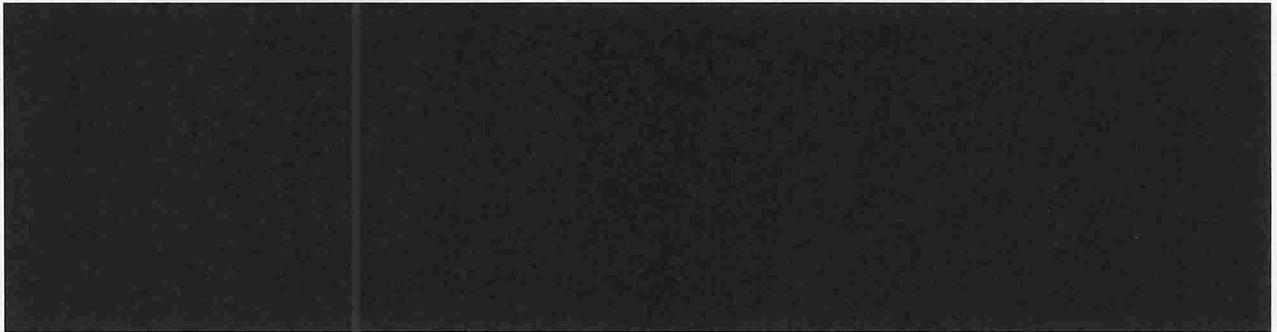
(3) なぜ窓を開けたのですか。

[REDACTED] 風が強いとの認識がないまま、換気のために窓を開けたと聞いています。

(4) [REDACTED]



(5) [REDACTED]



(6) [REDACTED]



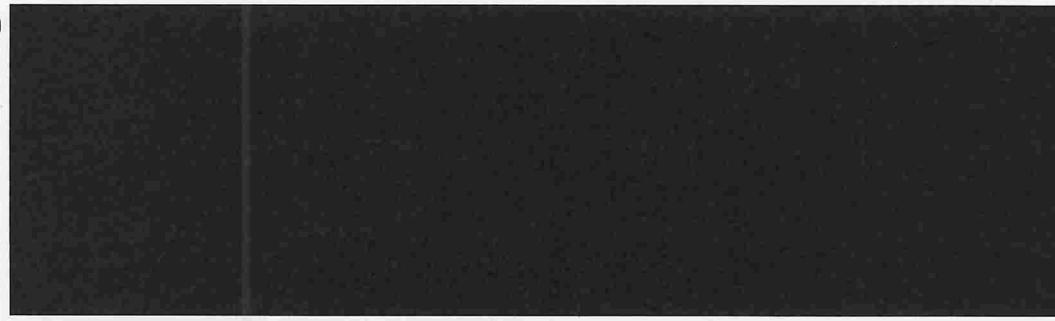
(6) [REDACTED]



(7) [REDACTED]



(8) [REDACTED]



(9) [REDACTED]

